

# 審査基準

平成30年7月30日作成

法令名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項	第10条第5項
処分の概要	認定書の再交付
原権者（委任先）	神奈川県公安委員会
法令の定め	道路交通法第51条の13第1号口（認定） 確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項（駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付、同規則第10条第5項は準用規定） 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項（道路交通法第51条の13第1号口の規定による公安委員会の認定）
審査基準	判断基準は根拠条項・法令の定めによる。
標準処理期間	14日
申請先	神奈川県警察本部交通部駐車対策課又は警察署
問い合わせ先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 駐車取締り係 (電話045-211-1212 内線5282)
備考	